

第9回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年5月18日  
 告示番号 第6号  
 会議年月日 令和4年5月25日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹  
 局長補佐 佐藤 正浩  
 主査 千葉 久和

本日の案件 第9回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>本日の出席委員は22名であります。                  定足数に達しておりますので、第9回一関市農業委員会総会を開会いたします。                  なお、11番 山本 佳範 委員、23番 鈴木 勝 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。                  (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に18番 佐々木 栄一 委員、19番 佐藤 洋子 委員を指名いたします。                  書記には、佐藤補佐、千葉主査を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。                  「報告第19号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局 長	<p>事務局の説明を求めます。                  1ページをお開き願います。                  報告第19号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による相続の届出について専決処分しましたので、農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から4ページの第11号までの11件、11名の方からの届出であり、専決処分の日は令和4年5月17日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第19号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第19号の質疑を終わります。

次に、「報告第20号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

5ページをお開き願います。

報告第20号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第4号までの4件、4筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、

議 長  
20番  
遠藤 勝幸 委員

担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が1件、農業用施設の整備が3件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第20号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

今月の案件についての質問ではないのですが、地域の方から質問がありまして、私もちょっと疑問に思っていたところがあるので質問します。

農地現状変更届出という形で、田に盛土をして耕作の利便性を図るということで、田から田に現状変更するというような申請をされていることが多いのですが、その中で盛土をしたときに、田にするには畦畔と水利、この2つがなければ水田として機能しないわけですが、今年度の水田の利活用の中で5年間のうちに一度は水張りをしないと、水田としての要件を満たさず、交付金を出さない、というような交付金の対象となる水田の厳格化というふうな説明がありました。

交付金の対象になるかならないかですが、要は農地を現状変更したときに交付対象となる水田の要件と現状変更の結果と、これはリンクしなければいけないのか、それともしなくても構わないのか、その辺、どうなのかなというふうに疑問に思ったんですが、どのように農政のほうと話がついているのでしょうか。

局 長 補 佐

お答えいたします。

農政のほうと厳密な打ち合わせはできておりませんが、今日、総会の前に農政のほうに確認したところ、畦畔をとってしまうと、もう水田とは見なされないのが交付金の対象にはできなくなる、ということでした。

盛土自体は利便性を高めるということによろしいのですが、盛土した後も水田として使うのであれば、やはり畦畔のある形の現状復旧をしていただかなければならない、ということのようです。

それから、もう1点、課税上の話ですが、税務とも情報共有しながら事務を進めておりますけれども、税務のほうでも明らかに水田ではなくて畑と確認されたものについては畑のほうに

20番  
遠藤 勝幸 委員

局 長 補 佐

議 長

4 番  
小澤 仁 委員

局 長 補 佐  
4 番  
小澤 仁 委員

議 長

議 長  
4 番  
小澤 仁 委員  
局 長

議 長

地目変更をしているというような取り扱いのようでございます。

さらに、登記となると、また別問題になりますので、ご本人に登記変更していただくということで、登記変更するには課税地目が変わっているということが前提になるようです。

以上でございます。

そうすると農業委員として見れば、農地現状変更届出が出されて、それが完了したときに確認に行って、畦畔があるなしで、今までどおりで構わないというふうに捉えてよいのでしょうか。

農業委員会としては農地か農地でないかということがポイントになりますので、田であっても畑であっても、農地以外のものになっていけば困るんですけども、農地として復旧されていけば可ということになります。

以上でございます。

遠藤委員、よろしいですね。

そのほかございませんか。

4 番の東山町の案件ですけれども、農業用施設、農業用倉庫を整備したいと書いてありますけれども、何のための施設として申請が出ているのでしょうか。

農機具の格納庫ということでございます。

それはわかるのですが、インターネットで調べると、この工事施行業者は太陽光発電の開発事業者なんですね。

だから、きちんと調べてあるのかどうか。

これは差し戻しするべきだと思います。

東京の会社がそのような農業用倉庫を何のために、最初から投機を目的というか、そういうこともあるのではないですか。

若干休憩いたします。

(午後 1 時 45 分 休憩)

(午後 1 時 55 分 再開)

休憩中の会議を再開いたします。

今回の 4 番については差し戻して来月また改めて報告いただきたいと思います。

承知いたしました。

差し戻しということで、来月、報告をさせていただきます。

事務局側でもしっかり対応してまいりたいと思います。

報告第 20 号 4 番の東山の農業用施設の件ですが、来月の総会で再度報告いたします。

議  
議  
局

長  
長  
長

そのほかございませんか

(なしの声あり)

なければ、報告第20号の質疑を終わります。

次に、「議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

6ページをご覧願います。

議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

初めに、議案書の訂正をお願いいたします。

第1号の土地の地番の欄ですが、一番下の計が2筆とございますが、これは1筆でございますので、訂正をお願いいたします。

最初に関地域に係る申請2件でございます。

第1号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年5月25日までの5年間となっております。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、隣接地を耕作している譲受人が経営安定のため贈与により取得し、1枚の水田として利用しようとするものでございます。

次に、花泉地域に係る申請2件でございます。

第3号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和8年5月31日までの4年間となっております。

7ページをご覧願います。

第4号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

最後に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

7ページから8ページになりますが、第5号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第6号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、隣接地を耕作している譲受人が経営規模拡大のため売買により取得し、一体で管理しようとするもので、売買金

<p>議 長</p> <p>17番 松岡 千賀子 委員</p>	<p>額は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上6件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第62号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和4年5月13日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 松岡、農地利用最適化推進委員 千葉委員、小野寺委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事。</p> <p>報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p> <p>16番 及川 治雄 委員</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和4年5月11日、水曜日、午前8時50分より、現地調査員、農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 千葉委員、及川委員、支所職員 千葉産業建設課主査、後藤会計年度職員。</p> <p>報告内容、第3号から第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p> <p>9番 畠山 信吾 委員</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和4年5月11日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 畠山誠志委員、佐藤泰雄委員、支所職員 阿部産業建設課主事。</p> <p>報告内容、第5号から第6号について、別紙農地法第3条現地</p>

調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第62号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

9ページをお開き願います。

議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請2件です。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、上下水道管が埋設された幅4m以上の道路に面し、かつ500m以内に2以上の教育施設があることから、第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が宅地分譲6区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第3号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

10ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請4件です。

第4号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第5号は、借受人が第4号の太陽光発電設備の工事の際、進入路として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第6号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

11ページをお開き願います。

第7号は、譲受人が自社の用に供する資材置場等を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、163-2は第2種農地、182-1は土地改良区域内の農地であるため第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置されるものであることから、転用は可能と考えられます。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第9号は、借受人が貸し駐車場を整備するため転用申請するものです。

本申請は、既に駐車場として一部利用されておりますので、追認案件となります。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、9件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第63号」の説明を終わります。

議 長



17番  
松岡 千賀子 委員

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日等は農地法第3条と同じでございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が農地、南側が水路、西側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第2号、申請地は、一関インターチェンジから南東に約1.1kmの位置にあり、周囲は北及び東側が宅地、南及び西側が市道となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

16番  
及川 治雄 委員

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日等は農地法第3条と同じでございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、花泉支所から南に約1.2kmの位置にあり、周囲は北及び南側が農地、東側が鉄道用地、西側が宅地及び公衆用道路となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

8番  
千田 幹雄 委員

千厩地域の農地法第5条の現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年5月11日、水曜日、午前9時30分より、

現地調査員、農業委員 私 千田、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、渡邊委員、事務局職員 千葉主査、支所職員 小山

産業建設課主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、JR小梨駅から南西に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側が宅地及び農地、東側が山林、南側が宅地、西側が農地及び墓地となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第5号、申請地は、JR小梨駅から南西に約1.6kmの位置にあり、周囲は北及び東側が農地、南側が宅地、西側が市道となっております。

申請人が第4号案件の工事用進入路として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。第6号、申請地は、JR小梨駅から南西に約1.7kmの位置にあり、周囲は北、南及び西側が山林、東側が農地及び山林となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第7号、申請地は、JR小梨駅から北東に約4.7kmの位置にあり、周囲は北及び西側が山林、東側が道、南側が市道となっております。

申請人が資材置場及び駐車場、プレハブ事務所用地として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第5条の現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年5月12日、木曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、事務局職員 千葉主査、支所職員 加藤産業建設課課長補佐。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、東山支所から西に約530mの位置にあり、

議 長  
24番  
鈴木 弘也 委員

議 長  
20番  
遠藤 勝幸 委員

周囲は北側が学校用地、東側に宅地、南側が農地、西側が道となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第5条の現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年5月11日、水曜日、午後1時30分より、  
現地調査員、農業委員、私 遠藤、農地利用最適化推進委員  
今野委員、小野寺委員、支所職員、坂本産業建設課課長補佐。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請地は、川崎支所から東に約620mの位置にあり、  
周囲は北側が市道、東及び西側が用悪水路、南側が公衆用道路と  
なっております。

申請人が既に一部を駐車場として利用しており、排水は雨水の  
みであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対  
する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第63号」を許可相当と決します。

議 長

次に「議案第64号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条  
第1項の規定による許可申請に対する可否について」「議案第65  
号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による  
許可申請に対する意見について」は関連しておりますので一括

局長 補佐

して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

12ページをお開き願います。

議案第64号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、及び13ページの議案第65号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、一括して内容をご説明いたします。

議案第64号及び第65号は藤沢地域に係るもので、営農型太陽光発電設備の転用許可及び地上権設定について、3年の期間満了による更新の申請をするものです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、一時転用であるため3年以内の転用が可能です。

農業を行いながら発電も行うものであり、適正な営農が行われていれば一時転用の更新が認められています。

適正な営農の要件として、太陽光パネル下部の農地において、同一作物の地域の平均単収の80%以上の収量を確保することが求められています。

お手元にお配りしております別冊の「議案第64～65号 営農型発電設備設置資料」の、3枚目の上段をご覧ください。

申請地の作付作物は「万次郎かぼちゃ」ですが、「万次郎かぼちゃ」としての統計数値はありませんので、県内の「かぼちゃ」の平均単収との比較となります。

令和元年度及び令和2年度は、資材調達の遅れにより発電設備の設置が遅れたため作付けができず収穫はありませんでした。

令和3年度の単収は390kgであり、地域の平均単収869kgに対し約45%と低い収量でした。

知見を有する者の所見としては、苗の入荷が遅れ配送される前に成長しすぎていたこと、及び受粉時期の雨の影響により収量が少なかったものと分析されております。

また、長期間耕作されていなかった土地のため、地力を改善させるための耕起と施肥が必要と指摘されております。

収量が低かった原因がソーラーパネル設置によるものではないと分析されていることから、収量増に向けた改善が行われることを前提として、一時転用の更新はやむ得ないものと考えられます。

議 長

14番  
畠山 信吾 委員

以上で説明を終わります。

以上で「議案第64号」「議案第65号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、藤沢地域の担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

議案第64号、議案第65号に係る現地調査報告をいたします。

現地調査日等は農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします

第1号、申請地は、藤沢支所から北西に約3.3kmの位置にあり、周囲は北側が宅地及び農地、東及び南側が農地、西側が原野となっております。

申請人が令和元年8月30日付けで一時転用の許可を受け、営農型太陽光発電設備設置しており、転用期間が本年8月に満了することから再申請をし、事業を継続しようとするものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
また、下部に作付けする作物への日照は、設計上一定量が確保されるため、生育に支障は生じないと思われま

以上です。

議 長

16番  
及川 治雄 委員

ありがとうございました。

以上で現地調査の説明を終わります。

審議願います。

この資料では収量が390kgと表記されて、収量が低かったという事務局の説明でしたが、この万次郎かぼちゃというのは農協出しとか全農出しとか個人で使用するとか畜産飼料とか、用途が書いていないのですが、どういう用途にするかぼちゃでしょうか。

局 長 補 佐

お答えいたします。

出荷先の業者が決まっております、加工用として関東方面に出荷されているようでございます。

16番  
及川 治雄 委員  
局 長 補 佐

契約栽培ということでよろしいでしょうか。

契約栽培という形ではないのですが、実質的に万次郎かぼちゃを取り扱っている特定の業者がありまして、そこに出荷するというので、毎年と申しますか、今回が初めてになります、藤沢地域で他に営農型発電設備の下で万次郎かぼちゃをやっているところがありまして、そちらも同じ業者に出荷しているようです。

16番  
及川 治雄 委員

資料に、平均単収を869kgと出ていますが、これから2割減収であれば太陽光発電は認められない、ということですね。

このことについて、今後、毎年報告するということになっていますけれども、どこに報告して、収量についてはどういう指導をするのですか。

局長 補 佐

お答えいたします。

報告に関しては、県南広域振興局に、毎年、報告を出していただいております。

その報告に基づき、収量が少ない場合には改善の努力をしていただくこととなります。

ただ、今回、このケースでは収量が少なかったんですが、藤沢の他の営農型発電設備のところでは8割を達成しておりましたので、太陽光の下でかぼちゃが育たないということではないようですので、前年度の反省に基づいて収量を増やす改善努力をしていただくということになります。

それで、営農型の設置自体、ソーラーがあるために恒常的にとれないとなれば、これは撤去しなさいと言わざるを得ないわけですが、今回の一連だけの例を見て撤去命令まで出るとは考えられませんので、まず更新してさらに指導していくということになります。

議 長

そのほかございませんか。

3番  
佐藤 喜明 委員

今後のことですが、これから営農型発電設備を設置して農業をやってみたい、新たな作物でチャレンジしてみたいという方が出てきたときに、今まで周りで栽培していないと平均の単収がわからないと思うのですが、それは可能なんでしょうか。

局長 補 佐

お答えいたします。

具体的に何かということにもよりますが、前例のない作物を栽培してはいけないという決まりはありませんので、可能かと思えます。

ただ、それでは比較する平均単収を何から持ってくるか、というのがまた難しい問題になりますが、例えば岩手県で初めて栽培するようなものであれば他県のデータを使うということ、とりあえずは、そういうことになるかと思えます。さすがに日本で初めてという作物ではないと思えますので、何らかの類似値を使って算定させていただきたいと思えます。

議 長

そのほかございませんか。

6 番  
菅原 吉昭 委員

今、いろいろ説明をいただきましたが、今回、国が定めている平均単収の 8 割に達しない案件を、営農型の太陽光の影響ではないということで「許可やむなし」という話がありましたが、この許可を出すと 3 年間は許可が出ていることになるわけですが、来年、再来年とまた 8 割に達しなくても、いろいろな条件があると思いますが、また許可申請が出てきたときに「許可やむなし」ということで許可するものかと、平均単収の 8 割に達することが条件での許可だと思うので、「許可やむなし」で 3 年また頑張ってください、というのはいいのですが、その 3 年間で 1 年目、2 年目、3 年目、収量が達しない場合、次も許可するものかどうか、一応 8 割というのがラインになっていると思うので、どうふうに考えるのか教えていただきたいと思います。

局 長 補 佐

この 3 年間、どういう状況かにもよると思います。

前に藤沢の麦の事例でもありましたが、雑草の繁茂により穫れなかったというような事例もございましたし、ケースバイケースになるかと思いますが、少なくとも農業委員会としては、改善の努力をされていて、収量が向上している状況かどうかということが判断基準になると思います。

もちろん、8 割に達成していれば問題ないのですが、3 年間全く収量が伸びないという状況であれば、やっぱり 3 年後には許可すべきかどうかということになると思いますし、仮に 8 割までいかななくても 8 割近い数値に向上されていけば、そこは委員さんの判断になりますが、「許可やむなし」というケースもあるかと思っています。

以上です。

議 長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

初めに、「議案第 64 号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

議 長  
議 長  
局 長 補 佐

よって、「議案第64号」を可と決めます。

次に「議案第65号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当とする方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第65号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第66号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

14ページをお開き願います。

議案第66号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

15ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が11件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が9件、集団案件一括方式が4件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から17ページの第5号までの5件は、一関地域に係る申請です。

第6号から20ページの第9号までの4件は、花泉地域に係る申請です。

第10号から21ページの第11号までの2件は、室根地域に係る申請です。

22ページをお開き願います。

次に所有権移転ですが、第1号から23ページ、第2号までの2件は、花泉地域に係る申請です。

24ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から25ページ、第3号までの3件は、一関地域に係る申請です。

第4号は、花泉地域に係る申請です。

第5号から26ページの第6号までの2件は、大東地域に係る申請です。

第7号から28ページ、第8号までの2件は、川崎地域に係る申



請です。

第9号、こちらは29ページまで続いておりますけれども、こちらは藤沢地域に係る申請です。

30ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から第4号までの4件は、千厩地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第66号」の説明を終わります。

なお、農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第7号、第8号について、20番 遠藤 勝幸 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

ございませんか。

（なしの声あり）

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第66号」について、農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）第7号、第8号を除き可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第66号」について、農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第7号、第8号を除き可と決します。

議 長

次に、「議案第66号」農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）第7号、第8号を審議いたします。

遠藤 勝幸 委員は退室願います。

（午後2時46分 退室）

議 長

審議願います。

9番  
畠山 信吾 委員

事務的なことですが、利用権を設定する者（所有者）の年齢が記載されているもの、いないもの、何か意味があるのですか。

局 長 補 佐

お答えいたします。

局 長 補 佐

中間管理機構の申出用紙には、そもそも年齢を書く欄がないの

議 長 だそうです。  
 それで、一関にお住まいの方については事務局で調査可能ですので記載しているということです。  
 議 長 よろしいですか。  
 そのほかにございませんか。  
 (なしの声あり)  
 議 長 なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。  
 (異議なしの声あり)  
 議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。  
 「議案第66号」農地中間管理事業関係(個別案件 一括方式)第7号、第8号を可と決する方は挙手願います。  
 (挙手満場)  
 議 長 挙手満場です。  
 よって、「議案第66号」農地中間管理事業関係(個別案件 一括方式)第7号、第8号は可と決します。  
 遠藤 勝幸 委員は入室願います。  
 (午後2時51分 入室)  
 議 長 遠藤 勝幸 委員に申し上げます。  
 「議案第66号」農地中間管理事業関係(個別案件 一括方式)第7号、第8号は可と決しました。  
 議 長 次に、「議案第67号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。  
 事務局の説明を求めます。  
 局長 補佐 31ページをお開き願います。  
 議案第67号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。  
 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。  
 本議案に係る申請は3件で、大東地域1件、千厩地域2件です。  
 第1号は、転用許可が不要な200㎡未満の農業用施設であること、第2号及び第3号は、農地以外となってから20年以上が経過していることから、適用外証明の対象であると考えられます。  
 以上で、説明を終わります。  
 議 長 以上で「議案第67号」の説明を終わります。  
 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果

3 番  
佐藤 喜明 委員

報告をお願いします。

大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年5月11日、水曜日、午後1時30分より、  
現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 及  
川委員、小野寺委員、支所職員 菅野産業建設課主任主事。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR摺沢駅から北東に約3.3kmの位置にあ  
り、周囲は北側が農地及び山林、東及び南側が原野、西側が農地  
となっております。平成28年頃から農道として使用し、既に農地  
性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日等は農地法第5条と同じでございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告します。

第2号、申請地は、JR小梨駅から南西に約1.7kmの位置にあ  
り、周囲は北側が宅地、東側が市道、南側が農地及び山林、西側  
が農地となっております。

昭和34年頃から自宅への進入路として利用していたものであ  
り、既に農地性は失われております。

第3号、申請地は、JR小梨駅から南に約5kmの市にあり、周  
囲は北及び東側が宅地、南側が農地、西側が市道となっております。

昭和60年頃から自宅への進入路及び倉庫用地、隣家との擁壁と  
して利用していたものであり、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

8 番  
千田 幹雄 委員

議 長

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第67号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
議	長	よって、「議案第67号」を可と決します。 以上で議案審議が終了いたしました。 第9回一関市農業委員会総会を閉会いたします。  (午後2時58分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員